



ろくちょう

六町

第79号

登録番号 (6) 1

令和6年5月31日

東京都第一市街地整備事務所
中央区勝どき1丁目7番3号

東京都第一市街地整備事務所 

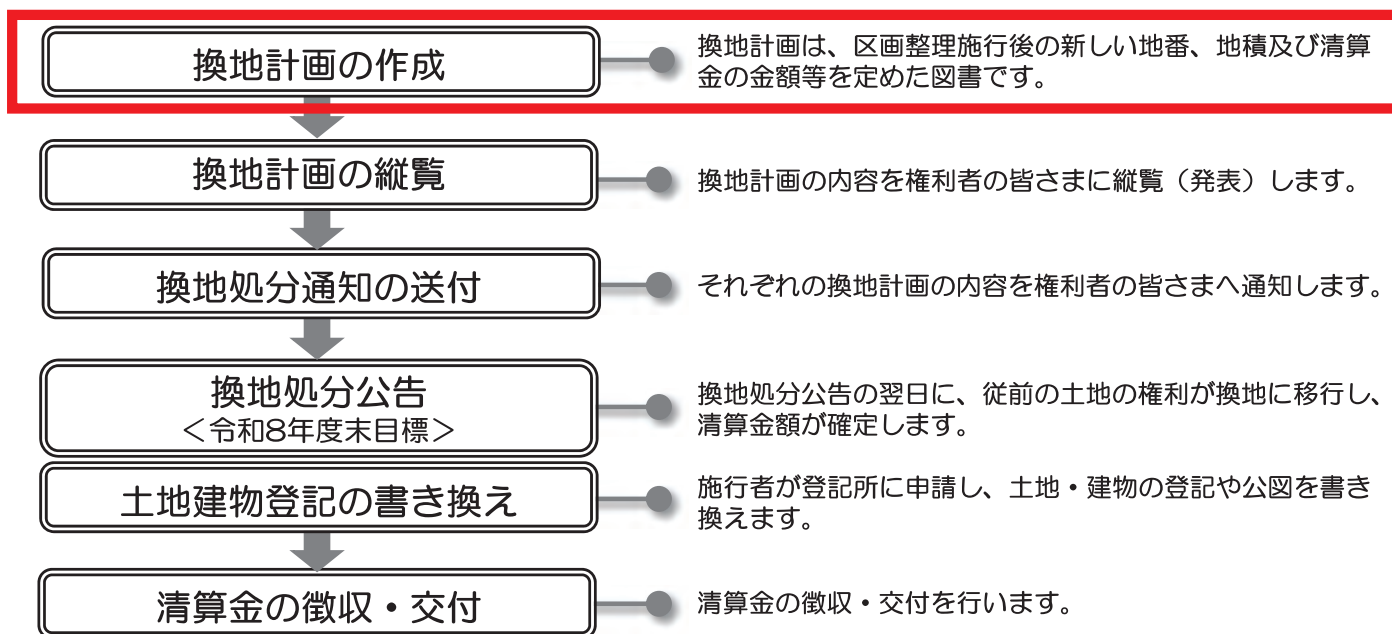
事業計画の変更について

日頃から六町地区における土地区画整理事業に、御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。「六町78号」でお知らせしました「事業計画変更（案）」の縦覧を令和6年2月7日（水）から2月20日（火）にかけて行いました。縦覧を行った結果、「事業計画変更（案）」に対する意見書の提出はありませんでした。

今後、告示に向けて手続きを進めてまいります。

今後の事業の進め方について

今後の事業の進め方については、以下のとおりです。現在、「換地計画の作成」を進めており、換地計画の縦覧の準備ができ次第、皆さまにお知らせいたします。



職員の異動がありました

【令和6年4月1日付】	【新】	【旧】
管理課管理担当課長代理	國松 久人	滝澤 信之
管理課調査清算担当課長代理	猪俣 健仁	竹内 和絵
補償課補償担当課長代理	竹内 和絵	平原 博文
事業課計画担当課長代理	野畑 勝則	池松 充
事業課計画担当課長代理	木村 さやか	瀧澤 典史
事業課六町換地担当課長代理	藤江 和久	小西 純平
六町地区整備事務所工事担当課長代理	板垣 毅	石塚 洋一
六町地区整備事務所渉外担当課長代理	関 嘉彦	山守 亨
		浅井 達弥

建築行為等の制限について

六町地区において、以下の建築行為等を行う場合には、土地区画整理法第76条第1項の規定に基づき、東京都知事または足立区長の許可が必要になります。

- 建築物、その他の工作物の新築、改築もしくは増築
- 盛土、切土、埋立等土地の形質の変更
- 移動の容易でない物件の設置もしくはたい積

オンライン申請できます。

六町地区における土地区画整理事業の関する手続きがオンライン申請できます。詳細は以下のQRコードよりご確認ください。

仮換地図の閲覧
換地関係諸証明の発行
(仮換地指定証明・仮換地証明の交付)



土地区画整理法第76条許可



施行者（第一市街地整備事務所）からのお願い

今後、換地計画の縦覧のお知らせや換地処分通知等、必要書類を送らせていただく予定です。確実にお届けするため、下記の場合は、事業課六町換地担当（03-3534-3427）までご連絡ください。

- ◆土地の売買、相続等による所有権の移転があった場合
- ◆住所、氏名に変更があった場合

なお、令和6年4月1日から、不動産（土地・建物）を相続したことを知ってから3年以内に相続登記を行うことが義務化されました（令和6年4月1日以前に発生していた相続も、義務化の対象となります）。不動産を相続したら、お早めに登記の申請をお願いします。

お問い合わせ先

工事に関することについて	六町地区整備事務所 工事担当	03-5851-2034
審議会について	管理課 調査清算担当	03-3534-3405
補償契約について	補償課 補償担当	03-3534-3407
移転計画・物件調査について	補償課 移転担当	03-3534-3413
事業計画について	事業課 計画担当	03-3534-3419
換地に関することについて	事業課 六町換地担当	03-3534-3427
建築行為等の制限について	六町地区整備事務所 工務担当 または事業課 計画担当	03-5851-2032 03-3534-3419
仮換地指定証明について	六町地区整備事務所 工務担当 または事業課 六町換地担当	03-5851-2032 03-3534-3427
工事施工承認申請など	六町地区整備事務所 工務担当	03-5851-2032